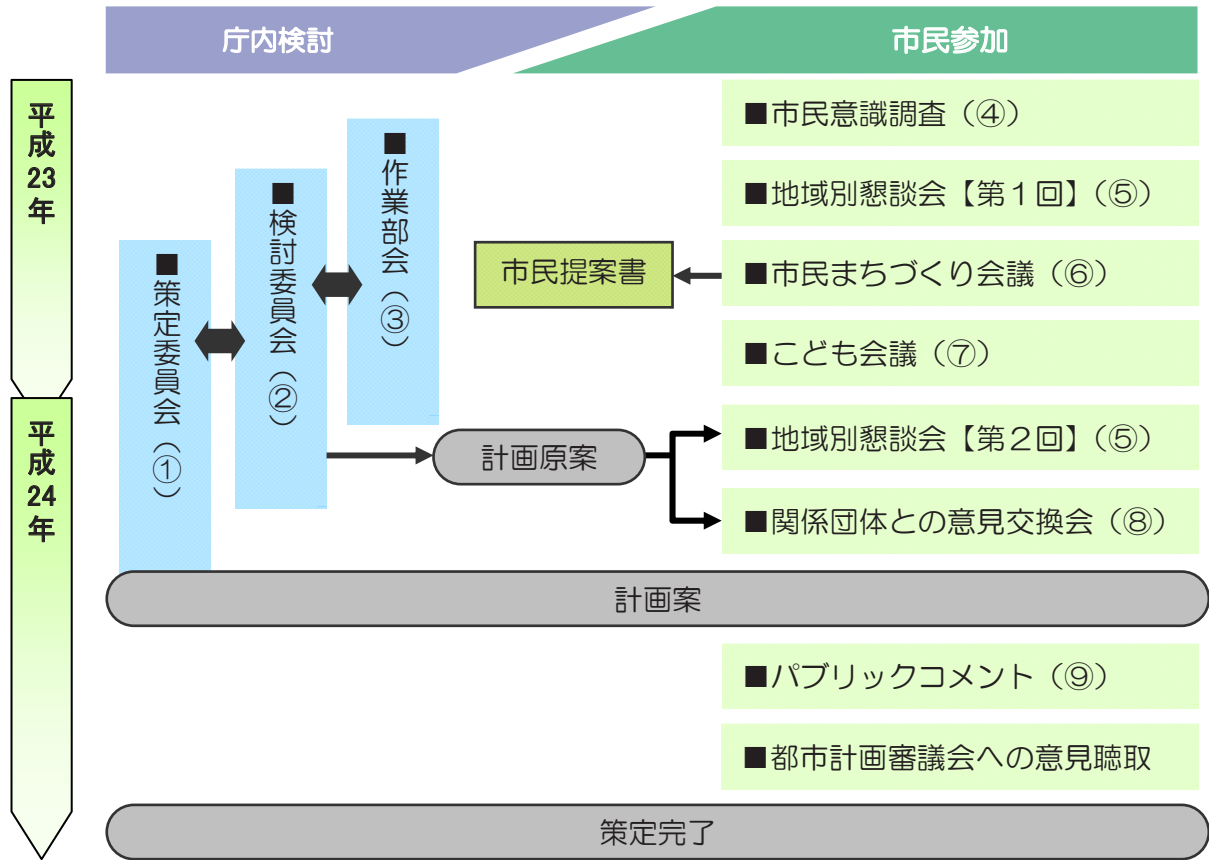


参考資料 1. 都市計画マスタープランの策定経緯

● 策定の流れ



① 策定委員会

開催日	回	概要
平成 23 年 12 月 22 日	第 1 回	・ 行田市の現況 ・ 主要な検討課題
平成 24 年 3 月 16 日	第 2 回	・ 将来都市像と都市づくりの体系について
4 月 12 日	第 3 回	・ 目標の実現に向けた主要な課題について
8 月 2 日	第 4 回	・ 全体構想（分野別構想）について
9 月 27 日	第 5 回	・ 地域別構想について
10 月 9 日	第 6 回	・ 計画の実現に向けて
12 月 14 日	第 7 回	・ 計画素案について

② 検討委員会

開催日	回	概要
平成 23 年 11 月 16 日	第 1 回	・ 行田市の現況 ・ 主要な検討課題
平成 24 年 2 月 20 日	第 2 回	・ 将来都市像と都市づくりの体系について ・ 目標の実現に向けた主要な課題について
7 月 5 日	第 3 回	・ 全体構想（分野別構想）について（その 1）
7 月 13 日	第 4 回	・ 全体構想（分野別構想）について（その 2）
8 月 9 日	第 5 回	・ 地域別構想について
9 月 14 日	第 6 回	・ 計画の実現に向けて

③ 作業部会

開催日	回	概要
平成 23 年 10 月 28 日	第 1 回	・ 現行計画の振り返り ・ 市の現況と課題の整理
平成 24 年 2 月 6 日	第 2 回	・ 将来都市像と都市づくりの体系について ・ 目標の実現に向けた主要な課題について
6 月 26 日	第 3 回	・ 全体構想（分野別構想）について
7 月 25 日	第 4 回	・ 地域別構想について
8 月 22 日	第 5 回	・ 計画の実現に向けて

④ 市民意識調査

期間	概要
平成 23 年 9 月 23 日～ 10 月 11 日	・ 18 歳以上の市民の中から無作為に抽出した 3,000 人を対象に実施

⑤ 地域別懇談会

【第 1 回】

開催日	地域	概要			
平成 23 年 11 月 19 日	中心部地域	・ 地域の現況と課題についての意見交換 (出席者数)			
11 月 19 日	西部地域				
11 月 20 日	北部地域	中心部地域	西部地域	北部地域	南東部地域
11 月 20 日	南東部地域	32 名	23 名	15 名	20 名

【第2回】

開催日	地域	概要			
平成 24 年 9月 1日	中心部地域	・ 地域別構想に対する意見交換 (出席者数)			
9月 1日	西部地域				
9月 2日	北部地域	中心部地域	西部地域	北部地域	南東部地域
9月 2日	南東部地域	17 名	16 名	8 名	8 名

⑥ 市民まちづくり会議

開催日	回	概要
平成 23 年 11 月 27 日	第 1 回	・ まちづくりの現状と課題について [出席者：26 名]
12 月 18 日	第 2 回	・ まちづくりの方向性について [出席者：23 名]
平成 24 年 1 月 29 日	第 3 回	・ まちづくり方策について [出席者：25 名]
2 月 26 日	第 4 回	・ テーマ別まちづくりの市民案について [出席者：26 名]
8 月 26 日	意見 交換会	・ 将来都市像、全体構想（分野別構想）の内容について [出席者：25 名]

⑦ こども会議

開催日	概要
平成 23 年 12 月 10 日	・ 行田市の 20 年後の姿について [出席者：55 名]

⑧ 関係団体との意見交換会

開催日	対象	概要
平成 24 年 4 月 24 日	行田商工会議所【第 1 回】	・ 概要と検討課題について [出席者：17 名]
9 月 18 日	行田商工会議所【第 2 回】	・ 将来都市像、全体構想（分野別構想）について [出席者：18 名]
9 月 25 日	行田青年会議所	・ 将来都市像、全体構想（分野別構想）について [出席者：8 名]

⑨ パブリックコメント

期間	概要
平成 24 年 1 月 9 日～2 月 7 日	・ 計画案に対する市民意見を募集 [提出意見数：17 件]

● 行田市都市計画マスタープラン策定委員会名簿

(敬称略)

分類	氏名	所属等	備考
(1) 学識経験を有する者	酒井 建二	建築家・技術士（都市及び地方計画）	委員長
	宮本 伸子	ものづくり大学	
(2) 議会議員の代表	吉田 豊彦	建設環境常任委員会	副委員長
	柿沼 貴志	総務文教常任委員会	
	秋山 佳子	健康福祉常任委員会	
(3) 執行機関の職員	小河原 勝美	総合政策部長	
	橋本 好司	都市整備部長	
(4) 各種団体から推薦された者	秋山 量一	行田市農業委員会	
	小林 康男	行田市民生委員・児童委員連合会	
	野中 昭夫	行田市自治会連合会	
	山崎 孝子	行田市男女共同参画推進審議会	
	白井 裕泰	行田市環境審議会	
	細井 保雄	行田商工会議所	
	川田 英一	南河原商工会	
	荒井 文之助	行田市観光協会	
	今村 武蔵	行田市民大学	
	町田 光	行田市PTA連合会	
	中居 恵子 長原 順子	行田市保幼小連絡協議会	平成 23 年度 平成 24 年度
	井上 光広	行田青年会議所	
	野村 正幸	ほくさい農業協同組合	
(5) 関係行政機関の職員	宇野 隆 鈴木 英樹	行田県土整備事務所	平成 23 年度 平成 24 年度
	正田 行夫	加須農林振興センター	
(6) 公募の市民	大久保 毅		
	富岡 誠		

参考資料2. 市民まちづくり会議による市民提案書〔抜粋〕

1)「住まいと暮らし」に関する市民提案

テーマ	分野	人数
住まいと暮らし	住環境、防災・防犯、コミュニティ	8名

① 防災について

まちづくりの方向性	取組みアイデア
●災害に強いまちのあり方を検討する。 ●水害対策を充実させる。	・老朽建築物の耐震化 ・水害に備えるための河川改修 ・貯留機能を備えた水路の整備 ・治水機能を備えた公園の整備
●市街地の延焼を防ぐための空間を確保する。	・市街地におけるオープンスペースの確保
●防災体制の見直しや災害時の体制を強化する。	・避難所の安全対策（施設の耐震化等）の強化 ・防災体制（コミュニティ・インフラ整備）の見直し ・水害ハザードマップの定期的な見直し ・地震、水害、火災別の防災訓練の実施

② 生活環境・住環境について

まちづくりの方向性	取組みアイデア
●良好な住環境を維持・保全するためのルールをつくる。	・建築協定や地区計画制度の活用 ・行田市にふさわしい敷地面積の設定 ・宅地開発における公園整備のあり方の検討
●住宅地の安全性を確保するための道路整備を進める。	・良好な住宅地を活かす生活道路の整備
●防災性を考慮した安全な住宅地をつくる。	・ブロック塀を生け垣にするなどのルールづくり ・生け垣化に対する補助制度の整備

③ 緑・公園について

まちづくりの方向性	取組みアイデア
●屋敷林などのまとまった緑を保全・活用する。	・屋敷林の公園化（オープンガーデンなど）
●公園や街路樹の維持管理のあり方を見直す。	・公園の里親制度の導入 ・ベンチ、樹木等の公園施設や街路樹のオーナー制度の導入 ・農協跡地などの空き地の活用

④ 環境美化について

まちづくりの方向性	取組みアイデア
●地域が主体となったクリーン活動を継続する。	・自治会や小・中学校におけるクリーン活動の継続 ・河川や水路の清掃及び年間通水の実施

⑤ コミュニティ・防犯について

まちづくりの方向性	取組みアイデア
●地域で気軽に集まれる場所の整備・充実を図る。	・コミュニティ施設の整備（自治会館の機能充実） ・小・中学校の有効活用 ・既存施設の再編成（公民館、地域文化センター、自治会館）
●市民活動を活性化する。	・ボランティア・NPO 団体の連携と窓口の一本化 ・まちづくりに関する相談窓口の充実
●防犯灯の整備・充実を図る。	・全地域での防犯灯の整備 ・足元を照らすタイプの防犯灯の導入検討

特に進めるべき「重点的な取組み」

● 元気な高齢者の活用と市民活動の活性化

今後、団塊世代の定年退職により地域で過ごす人が増加する。また、スキルや経験を活かしたいと思っている人も多い。そのような元気な高齢者を活用し、市民活動の活性化につなげるために、活動の場の創出や窓口の一本化などの取組みが必要である。

● 環境に配慮した、災害時にも機能する防犯灯の整備

現在、防犯灯などの LED 化が進められているが、環境に配慮するとともに災害時にも対応可能な自然エネルギーを活用した“発電型”の電源を確保することが必要である。

● “水と緑のまち”にふさわしいクリーン活動

水と緑のまちにふさわしい、きれいな河川や水路を目指して、市民によるクリーン活動は、今後も積極的に継続していく必要がある。

● 公園・街路樹のオーナー制の導入

あまり使われていない地域の公園などがあるため、公園の里親制度や街路樹のオーナー制を導入し、市民に親しまれる公園や街路樹を育てていく必要がある。

2)「暮らしを支える」に関する市民提案

テーマ	分野	人数
暮らしを支える	道路、公共交通、上下水道	7名

① 道路について

まちづくりの方向性	取組みアイデア
●歩いて暮らせるみちづくりを推進する。	・歩行者空間の確保 ➢ みなし歩道化(狭あい道路におけるグリーン舗装等)の推進 ➢ 幹線道路の街路樹の一部伐採による歩行者空間の確保 ➢ 一方通行等交通規制による歩行者空間の充実 ➢ 国道125号バイパスの側道の歩行者専用化 ・目的地を意識した、つながりのある歩道の整備 ・自転車レーンの整備 ・生活専用道路(車両通行規制)の区域指定
●歩きたくなる、人に優しいみちづくりを推進する。	・ユニバーサルデザインによる歩道の整備(歩道のバリアフリー化など) ・歩道幅員の拡幅 ・国道125号など市内中心部を走る大型車両の抑制 ・国道125号の管理の市への移管 ・信号点滅時間の見直し
●道路拡幅・新設による住環境への影響を考慮しながら計画を推進する。	・既存道路と新設道路の整備のあり方の検討
●魅力的な幹線道路沿道の整備を行う。	・国道125号行田バイパス沿道への道の駅設置の検討
●南北方向道路を充実させる。	・南北方向道路((都)常盤通佐間線、行田市停車場酒巻線バイパス)の整備
●案内板等の整備により利用者の利便性を向上させる。	・利用者に伝わる道路案内板の工夫・見直し
●市民と一体となった「みちをまもる」ための仕組みをつくる。	・道路照明灯の充実 ・街路樹や歩道の維持管理の仕組みづくり

② 公共交通について

まちづくりの方向性	取り組みアイデア
●バス路線の利便性を高める。	・ JR 行田駅への路線バスの新設・運行
●高齢者や観光客に配慮した市内循環バスのルート設定を検討する。	・市民のニーズに沿ったデマンド交通の検討 ・観光客向けルートの充実
●市内公共交通事業者と市・市民との協力体制を築く。	・市内公共交通事業者と市及び市民との意見交換機会の充実

③ インフラ整備について

まちづくりの方向性	取り組みアイデア
●河川環境を保全する。	・河川改修の推進 ・渇水期通水による河川の浄化
●上下水道施設の耐震化を推進する。	・上下水道施設の耐震化
●下水道普及率を向上させる。	・下水道整備の推進 ・水洗化率向上のための普及啓発
●都市ガス網の充実を図る。	・都市ガス網充実に向けた事業者への働きかけ

特に進めるべき「重点的な取り組み」

●ユニバーサルデザインによる歩道の整備（歩道のバリアフリー化など）

- ・高齢者も安心して出歩けるまちを実現するためにも、歩いて暮らせるまちづくりが必要不可欠であり、そのためには、道路整備の視点を「車中心」から「歩行者・自転車」へと転換し、市民との合意形成を図りながら優先的な路線を選定し、計画的に整備することが必要である。

【優先的整備路線（案）】

国道 125 号、市役所～水城公園周辺、行田市駅～主要地方道行田東松山線（産業道路）、各小中学校周辺、観光ルート（足袋蔵、中心市街地周辺）

●市民のニーズに沿ったデマンド交通の検討

- ・市内循環バスはルートや本数、運行時間帯が不便であり、利用者が少ない。
- ・市民の利便性向上を図り、乗車人数を増やすことが求められており、デマンド交通の導入により、気軽に目的地に行けるような交通手段を確保する必要がある。
- ・市民利用に限らず、観光客向けの総合的なデマンド交通など、行田市オリジナルの交通手段として幅広い利用も検討する。

3)「魅力を高める」に関する市民提案

テーマ	分野	人数
魅力を高める	自然環境（水と緑）、景観、歴史・文化、レクリエーション	9名

① 地域資源について

まちづくりの方向性	取組みアイデア
●自然環境を保全・活用する。	・ビオトープの整備 ・公園等に苗木を植えることによる、森づくりの推進
●歴史資源を掘り起こし、保全する。	・歴史資源の掘り起こし
●地域資源の保全手法を検討する。	・買い上げを含めた保全・活用方法の検討
●地域資源の維持管理に、ボランティアを活用する。	・ボランティアによる、地域資源の維持管理の仕組みづくり
●地域資源をつなぐルートを設定する。	・地域資源をつなぐルートの設定（市民と行政による検討委員会による検討）
●地域資源の案内板を充実させる。	・地域資源をつなぐルートへの案内板の設置（案内板への企業広告、企業からの出資を募る）
●自転車で回れるまちづくりに向けた環境整備を進める。	・自転車道の整備（マナー教育も必要） ・利用しやすいレンタサイクルの充実（有料化）
●観光客にとって利用しやすい交通手段を整備する。	・地域資源（観光拠点）をまわる市内循環バスの充実（季節ごとのルートのあり方検討） ・利用状況に応じた市内循環バスの運行
●情報発信の体制づくりや既存の発信手法を見直し、改善する。	・観光情報の一元化 ・ホームページのわかりやすさと利便性の向上（市HPから他団体へのリンクの充実）
●市民一人ひとりが、行田市の宣伝ができるようにする。	・市民がまちについて学ぶ機会の充実

② レクリエーションについて

まちづくりの方向性	取組みアイデア
●公園・緑道等を気持ちよく安全に利用出来るように維持管理する。	・水城公園や忍川等の河川の水質浄化
●資源（拠点）を結び、アクセスをわかりやすくする。	・主要な拠点を結ぶ緑道の整備 ・地域資源を結ぶサイクリングコースの整備
●市民が身近でスポーツに親しめる環境を整える。	・身近なスポーツ施設の充実
●市民や観光客がホッとできる場を整備する。	・休憩スペースの確保（市民や事業者によるトイレ・休憩場所の提供）
●行田らしさを生かしたおもてなしのできる環境を整える。	・郷土料理を提供する場の整備 ・風車エネルギーを活かした喫茶スペース等の創出の検討

特に進めるべき「重点的な取組み」

● 「水がきれいなまち 行田」の実現

●行田市は「水」がキーワード

- ・総合振興計画において「豊かな水辺環境」がうたわれている。
- ・「豊富な水」というキャッチフレーズがよく使われているが現状とあっていない。
- ・水が豊かだったおかげで、古代からの歴史がある。

●「水」がきれいになることは、市民の永年の夢

- ・水がきれいになると、水辺が楽しくなり、人が集まる。
- ・一人ひとりが「きれいにしよう」という気持ちを持つようになる。
- ・動植物の生態系が豊かになり、子どもたちが自然に親しむことができる。



「水がきれいなまち 行田」を実現するためには、渇水期通水による水質浄化が必要不可欠である。そのためには、①武蔵水路や酒巻導水路の水を活用する、②井戸を掘り、地下水を活用する、③雨水を活用する、などの取組みによって渇水期通水を実施することが必要である。

4)「にぎわいをつくる」に関する市民提案

テーマ	分野	人数
にぎわいをつくる	中心市街地と駅周辺のまちづくり、 産業振興（農・工・商）、観光	8名

① 秩父鉄道行田市駅周辺・中心部のまちづくりについて

まちづくりの方向性	取組みアイデア
●高齢者にやさしい商店街など、商店街の差別化による活性化を図る。	・商店街の個性化・差別化の推進 ・高齢者向けサービスの充実（例えば高齢者の荷物を運ぶ「御用聞き」スタイルのサービス） ・市内ウォーキング企画による商店街の活性化
●商店街の再編・集約を図る。	・空き店舗の再編による専門店ゾーンの形成 ・経営意欲のある店舗の集約化・テナント誘致 ・商店街「特区」をつくる（税の減免措置等）
●人が集まる場所を創出する。	・繁華街の整備、空き店舗を活用した休憩所の創出 ・観光物産店の整備 ・多様な地域資源とのタイアップ（着物・煎餅・のぼうの城・蔵）
●商店街のPRを推進する。	・体験できる施設（藍染・勾玉）のPR強化 ・魅力ある参加型イベントの実施 ・JRや秩父鉄道、関係機関との連携によるPR実施

② JR行田駅周辺のまちづくりについて

まちづくりの方向性	取組みアイデア
●個別計画に基づき、戦略的に開発を推進する。	・計画的・戦略的・具体的な開発の推進 ・様々な機能（店舗・子育て支援・会議・宿泊・広域防災）を集約した高層ビルの開発
●人口流出に歯止めをかけるための施策を充実する。	・バス路線や鉄道ダイヤの見直し ・子育て施設・保育園の整備 ・規制緩和によるマンション開発の誘導など、人口増加につながる施策の充実

③ 観光について

まちづくりの方向性	取組みアイデア
●観光客の目線から、観光施策を見直し、必要な取組みを進める。	・観光サインやマップの統一、見やすい観光案内標識づくり ・信号や駐車場に名称をつける ・神社仏閣の説明板の充実 ・格安観光ツアーやタクシー代行車の活用
●観光客が訪れたくなる施設・環境を整備する。	・行田ブランドを全て揃えた物産館の整備 ・飲食店等の前の休憩所やベンチ等の充実 ・観光（おもてなし）に対する行田市民の意識改革
●行田ブランドを創出する。	・新たな行田ブランド（食べ物）のアイデア募集 ・地産地消による飲食店の展開 ・貸し農園、家庭農園の充実
●自転車で回れるまちづくりを進める。	・サイクリングロードの整備 ・観光ルートのカラースタイル化
●観光客に分かりやすい案内やガイドを充実させる。	・ガイドボランティア（説明ボランティア）の結成 ・観光資源を活用した定期的なイベント（桜めぐり、古墳や足袋蔵等の日本史めぐり）の開催
●観光に関するPRを強化する。	・「行田市」から「忍城市」へ改名 ・駅名を「JR 忍城駅」「秩父鉄道 忍城市駅」へ改名 ・観光協会をトップとした体制の見直し・一元化 ・民間主体のシンクタンクの結成 ・ホームページやパンフレットの見直しと充実 ・様々な媒体を活用した情報発信の強化（行田の祭りを全国にPR） ・テレビ番組（まちの紹介）の放映権の買取り
●小・中学生に行田の魅力を伝え、愛着を育てていく。	・小・中学生を対象とした「行田の魅力」を伝える講習の実施

④ 教育について

まちづくりの方向性	取組みアイデア
●人を呼び込むために、教育に関して県下のまちを目指す。	・幼稚園・保育園、小・中学校、高等学校の教育環境の充実

特に進めるべき「重点的な取組み」

● 観光を取り巻く体制の見直し・一元化

- ・観光資源は豊富にあるが、観光に関する情報がばらばらで観光客に分かりづらく、観光・文化に対する市民の意識も低い。
- ・そのため、観光を取り巻く体制の見直しや情報発信の一元化が求められており、民間を主体とするシンクタンクの結成や民間の視点を活かした新たな観光資源の活用などが必要である。
- ・また、観光分野に限らず、一元化された連携体制をあらゆる分野において発展させることが必要である。

● 商業や産業・あらゆる分野での「特区」の創設

- ・個人商店などによる個々の取組みにはもはや限界があるため、行政主導のもと、民間企業や専門家、市民を巻き込んだ特区制度の導入が必要である。
- ・例えば、商店街特区では、助成制度や法人税・固定資産税等の減免措置をとるなど、メリットを付加することで人が集まるようにする。
- ・商店街に限らず、産業特区による企業誘致、教育分野や子育て分野などの特区を定め、税収効果等の長期的な視野で人を呼び込むことも検討する。

● 「行田市」から「忍城市」へ改名

- ・多くの人を呼び込むには、インパクトのある取組みで全国的な知名度を上げる必要があり、「忍城市」への改名を望む市民の声や後押しを受けて、行政主導で改名に取り組む。
- ・また、鉄道事業者と協議し、駅名についてもそれぞれ、秩父鉄道「忍城市駅」、JR「忍城駅」へ変更する。

5)「まちづくりの推進」に関する市民提案

① 市民参加について

まちづくりの方向性	取り組みアイデア
●市民参加を広げるための PR を行う。	・ 広報誌等を活用した、幅広い世代への市民参加の意識啓発 ・ 自治会、企業等への PR と協力依頼
●市民活動グループと連携したまちづくりを進める。	・ 市民活動グループとの連携
●市民の声を聞く体制づくりを進める。	・ 市民意識調査の活用 ・ 定期的に市民の声を聞く機会の設置

② 計画の推進について

まちづくりの方向性	取り組みアイデア
●計画の進行管理を行う。	・ 計画の進行管理体制の整備 ・ 進行管理に関する情報の公開
●市民まちづくり会議を継続する。	・ 市民まちづくり会議の継続

参考資料 3. 用語解説

あ 行

●意見交換会（p4,p5,p152,p153,p158）

行政が作成した案について、市民が自由に参加して意見交換を行う広聴型会議のこと。

●エコタウン（p76,p155）

廃棄物の抑制やリサイクルの推進などによって、地方自治体が地域住民や地域産業と連携して進める、環境と調和したまちづくりのこと。

●NPO（p85,p90,p107,p119,p121,p151～153）

Non Profit Organization（非営利活動団体）の略。公益的な活動を自発的に行う民間団体のことであり、「民間非営利団体」などと訳される。NPO 法人とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体をいう。

●オープンスペース（p59,p83,p87,p121）

公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地の総称のこと。

●屋外広告物（p43,p102）

常時または一定の期間、屋外に継続して表示される看板や張り紙など。

か 行

●開発許可制度（p77,p102,p136）

建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為に対して、道路や公園等の公共施設の整備などに必要最低限の水準を保たせることにより、無秩序な市街化を防止し、良好な宅地環境を形成することを目的とした制度。

●合併処理浄化槽（p41,p97,p144,p155）

し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）をまとめて処理する浄化槽のこと。し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。

●環境負荷（p50,p54,p58～60,p68,p73,p150）

人の活動が環境に与える影響であり、環境の保全上の支障のおそれのあるもの。

●観光資源（p29,p45）

観光客を集める役割を担う、景色や風物、史跡などのこと。

●幹線道路（p9,p16,p31,p33,p43～45,p56,p63,p65,p76,p82,p96,p102,p108,p128,p132,p134,p137,p141,p145,p155,p156）

近隣市を結ぶ広域交通を担う県道や、都市拠点と農村集落地などを結ぶ主要な幹線市道のこと。

●供給処理施設（p29,p39,p41,p140）

暮らしを支える上下水道・浄水場・ごみ処理場・火葬場などの施設のこと。

●**協働**（p9,p50,p51,p58,p63,p67,p91,p103,p119,p128,p150～153,p158）

複数の主体が目標を共有し、目標達成に向けて、それぞれの自主性・自立性の下に相互に補完し協力し合うこと。

●**緊急輸送道路**（p96）

大規模な地震等の災害が発生した場合に、救命活動や防災拠点への物資輸送を円滑に行うために指定された、広域幹線道路や幹線道路のこと。

●**区域区分**（p12）

市街化区域と市街化調整区域に区分すること。

●**景観条例**（p103,p152,p157）

良好な景観形成を目的として制定される条例のこと。

●**下水道計画区域**（p26）

将来的に公共下水道による整備を行うことを定めた区域のこと。

●**下水道普及率**（p26）

総人口に対して下水道を利用できる人口の割合のこと。

●**建築協定**（p103,p128）

建築基準法に基づき、良好な住環境の形成を図るため、地権者等が一定の区域内の建築物の敷地の規模や用途、意匠等に関して定めた私法上の協定のこと。

●**広域幹線道路**（p16,p29,p35,p66,p69,p76,p85,p96,p145,p155,p156）

産業や観光を活性化するため、インターチェンジなどへアクセスする地域高規格道路や一般国道のこと。

●**高次教育機関**（p67,p91,p107,p151,p153）

大学・大学院や高等専門学校などの高等教育施設のほか、企業の研究所や公的研究機関等のこと。

●**交通結節機能**（p29,p34,p75,p76,p84,p120,p124～126,p128,p129）

複数または異なる交通手段を相互に接続する交通結節点において、乗り換えが円滑に行える機能のこと。

●**合流式下水道**（p97）

雨水と家庭などから排出された汚水を、一つの管で流す下水道。

●**交流人口**（p9,p45,p50～53,p105）

通勤・通学、スポーツ、買い物、観光などを目的に、市外から市内に入ってくる人数のこと。

●**国土利用計画**（p9,p112）

国土利用計画法に基づき、土地の利用に関する基本的事項について定めた計画のこと。

●**コミュニティ**（p32,p37,p39,p40,p54,p61,p63,p67,p77,p87,p91,p95,p119,p134,p142,p152,p155）

一定の地域に居住し、互いに同じ集団に所属するという意識を持つ人々の集団、地域社会、共同体のこと。

さ 行

●里親制度（アダプト制度）（p85,p91,p157）

ボランティアで清掃美化活動を実施する住民団体などを道路などの里親として認定することにより、快適で美しい生活環境づくりを推進するとともに、愛護思想の向上に寄与することを目的とした制度のこと。

●産業拠点（p65,p76）

工業団地や、情報・通信、エネルギー、リサイクルなどの新たな産業や研究開発機関などが集積し、快適な産業活動と雇用創出の場となる拠点のこと。

●市街化区域（p12,p20,p22,p30,p69,p112,p114,p137）

都市計画法に定める都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及び今後優先的にかつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

●市街化調整区域（p20,p69,p75,p112,p132,p136,p140）

都市計画法に定める都市計画区域のうち、市街化を抑制する区域のこと。

●自然的土地利用（p9,p18）

農地や山林などで区分される土地利用のこと。

●市民会議（p152,p153,p158）

公募市民等を中心に構成し、条例や計画などの案を検討し、行政に提言する検討型会議のこと。

●社会増加（p11,p39）

転入者数が転出者数を上回ることにより、人口が増加すること。なお、社会増加に対して、出生者数が死亡者数を上回ることにより、人口が増加することを自然増加という。

●住環境（p29,p32,p33,p36,p37,p39,p54,p73,p76,p78,p93,p116,p121,p134,p142）

住まいの場をとりまく安全性・利便性・快適性などの自然環境や社会環境のこと。

●循環型社会（p51,p54）

製品の再利用やリサイクルによる再資源化などにより、環境への負荷ができる限り低減された社会のこと。

●人口集中地区（DID 地区）（p19）

人口密度が 40 人／ha 以上の国勢調査の調査区が集合し、1k m²当たりの人口が 5,000 人以上となる地域のこと。DID は「Densely Inhabited District」の略。

●水洗化率（p26）

下水道が利用可能になった区域内に住む人のうち、実際に下水道に接続している人の割合のこと。

●生活道路（p33,p62,p63,p80,p82,p83,p133,p137,p141,p145,p155,p156）

主として地域住民の日常生活に利用される道路で、自動車の通行よりも歩行者及び自転車の安全確保が優先されるべき道路のこと。

●総合振興計画（p2,p9,p51,p150,p159）

市における最上位計画であり、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画のこと。

た 行

●地域公共交通（p34,p45,p63,p65,p70,p77,p80,p83,p108,p129,p137,p145,p156）

地域住民の日常生活における移動手段や、来訪者の地域内における移動手段となる公共交通のこと。具体的には、市内循環バスやデマンドバス、タクシーなどをいう。

●地域資源（p27,p29,p36,p37,p42,p44 ~ 46,p51,p58,p64 ~ 66,p69,p105,p107,p108,p116,p121, p140 ~ 142,p144,p145）

地域に存在する自然、産業、歴史、文化などの特徴的で魅力ある資源のこと。

●地域生活圏（p61,p62,p70,p73,p77,p80）

主に市街化調整区域で、都市生活圏をとりまく周辺のエリアのこと。

●地区計画（p78,p91,p103,p121,p128,p152,p158）

一体のまとまりのある区域について、良好な市街地環境を形成又は保持するため、用途地域で定められている建築のルールを更に規制又は緩和することにより、地域の特性に応じたルールを定めることができる制度のこと。

●超高齢社会（p30,p33,p35,p39,p50,p56,p57,p80,p95）

高齢化率（65 歳以上の人口が総人口に占める割合）が 21%を超える社会のこと。なお、7%以上を高齢化社会、14%以上を高齢社会という。

●長寿命化（p41,p85,p91,p97）

事後的な維持管理から予防的な維持管理に転換し、施設の長期利用を図ること。

●定住人口（p9,p39,p50,p52 ~ 54）

市内に居住する人数のこと。

●低未利用地（p65）

長期間にわたり利用されていない未利用地や、周辺地域の土地利用状況に比べて利用の程度が低い用地のこと。

●デマンド交通（p34）

ルート・乗降場所などを利用者の要望に応じて決定する公共交通サービスのこと。

●都市機能（p29,p30,p32,p54,p58,p60 ~ 62,p65,p69,p73,p75,p115,p116,p120,p126）

都市自体が持つ機能で、商業・業務・居住・文化・教育・福祉・行政・交通・観光など、市民生活や企業の経済活動に対して影響を及ぼす機能のこと。

●都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（p2,p9）

都市計画区域マスタープランとも呼ばれ、都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものとして県が定めるもの。

●都市計画公園（p91）

都市計画法に基づき都市計画決定された公園のこと。

●都市計画審議会（p4）

個別の都市計画を決定する際に、諮問や意見聴取に応じて審議を行う附属機関のこと。

●都市計画道路（p9,p21,p82）

都市計画法に基づき都市計画決定された道路のこと。なお、「改良済延長」とは、計画幅員のとおりに整備された道路の延長で、「概成済延長」とは、都市計画道路として同程度の機能を果たしうる現道（概ね計画幅員の2/3以上）が整備された道路延長のことをいう。

●都市計画法第34条第11号区域（p75,p155）

都市計画法に基づき、市街化調整区域内で道路や排水施設など、一定の都市基盤が整っている集落において住宅などの建築が可能となる区域のこと。

●都市公園（p24）

都市公園法に基づき設置される公園、緑地及び緑道のこと。

●都市生活圏（p61,p62,p70,p73,p76,p80）

都市拠点の外側に広がる市街地で、主に市街化区域のエリアのこと。

●都市的土地利用（p9,p18,p114,p132,p140）

住宅・商業・工業・公共公益などで区分される土地利用のこと。

●土地区画整理事業（p22）

土地区画整理法に基づき、宅地の形状を整え、道路や公園などの都市基盤を整備していく事業のこと。

な 行

●内水（p96,p120,p128）

堤防などで守られた内側の土地（人が住んでいる場所）にある水のこと。これに対して、河川の水を「外水」と呼ぶ。

●農業振興地域（p20,p89）

農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づき、知事が定める農業振興地域整備基本方針により指定される、農業を推進することが必要と定められた地域のこと。

●農村集落地（p29,p32,p43,p54,p61,p62,p70,p73,p77,p80,p82,p102,p134,p136）

主に市街化調整区域内において、数戸以上の社会的まとまりが形成された集落のこと。

●農用地区域（p20）

市が策定する農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた区域のこと。

は 行

●パブリックコメント（p4,p5）

条例や計画の策定に際してその案を公表し、市民などの関係者から提出された意見・情報を考慮して意思決定を行う手続きのこと。

●バリアフリー（p35,p95,p120）

「社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去（フリー）する」という意味で、建物や道路における段差など、生活環境上の物理的な障壁を取り除くことの総称のこと。

●PDCA サイクル（p150,p159）

Plan（計画）、Do（実行）、Check（検証）、Act（改善）の頭文字を取った「計画・実行・検証・改善」を継続的に繰り返す仕組みのこと。

●ビオトープ（p89,p95）

ドイツ語のBio（生物）とTope（場所）の合成語で、生物が共存共生できる生態系をもった場所のこと。

●不燃化（p40,p96）

住宅などの建築物を燃えにくい構造にすること。

●防火地域・準防火地域（p78,p96,p120）

都市計画法における地域地区の一つであり、市街地における火災の危険を防除するために定める地域のこと。

●ポケットパーク（p83,p121）

道路沿いやまちなかの小さな空き地につくる休憩場所のこと。

ま 行

●まちづくり人口（p9,p50,p53）

定住人口と交流人口を合わせた人口のこと。

●まちなか居住（p62,p70,p75,p115,p116,p121）

車に頼らず、歩いて生活できるまちなかの利便性を活かした居住形態のこと。

●緑の基本計画（p87,p157）

都市緑地法に基づき、緑地の保全や緑化の推進に関する事項などを定める基本計画のこと。

や 行

●屋敷林（p32,p36,p89,p133,p134,p136）

防風や防雪を目的として、主に住宅の周囲に配置された樹木のこと。

●遊水機能（p77）

水田などにおいて、雨水や河川の水が流入して一時的に貯留する機能のこと。

●ユニバーサルデザイン（p35,p39,p62,p83,p95,p120,p128）

年齢の違いや障がいの有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように、初めから製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

●用途地域（p78）

都市計画法における地域地区の一つであり、土地の合理的な利用を図るため、住宅地、商業地、工業地などの種類に区分し、建築物の用途や容積率、建ぺい率など土地利用を定めるもの。12 種類の地域がある。

ら 行

●ラッピングバス（p83）

バスを広報媒体として使用するため、車体にデザインを印刷したフィルムを貼り付けたバスのこと。

●歴史資源（p62,p65,p69,p107,p119,p121,p145）

歴史的な背景を持つ史跡・建造物・工芸・伝統芸能などのこと。

●6次産業（化）（p66,p107）

農業や水産業などの第1次産業が食品加工（第2次産業）、流通・販売（第3次産業）にも業務展開している経営形態のこと。また、このような経営の多角化を6次産業化と言う。